

# 伊 勢 市 公 報

第 236 号  
平成 27 年 9 月 7 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市観光文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 伊勢市議会定例会の招集について	5
<b>公 告</b>	
○ 公示送達	6
○ パブリックコメントの結果公表について	8
○ パブリックコメントの実施について	9

伊勢市観光文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 8 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市観光文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市観光文化会館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条から第27条までを削り、第28条を第22条とする。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

伊勢市告示第 93 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 27 年 8 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 長 澤 良 二

伊勢市上地町 1590 番地 3

変更後 中 村 和 久

伊勢市上地町 1613 番地 1

伊勢市告示第 94 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 27 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 9 月 7 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住所又は所在地
省略	省略



伊勢市公告第 60 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市手話言語条例（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 27 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市手話言語条例（案）
- 2 案の公告日  
平成 27 年 6 年 30 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 61 号

伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）を公表します。

なお、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 27 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局企画調整課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 27 年 9 月 1 日（火）

至 平成 27 年 9 月 30 日（水）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調

整課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年9月30日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510